＜クーリング･オフ制度のご案内＞

クーリング･オフ制度とは、

●消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで申込みや契約をした場合でも、一定期間は消費者から一方的に、申込み撤回や契約の解除ができる制度です。

●クーリング･オフできる期間は、商品やサービスにより異なります。
（例：訪問販売や電話勧誘販売などは８日間。マルチ商法などは 20 日間）

●クーリング・オフは、書面（はがきなど）で通知するよう定められています。

クーリング･オフすると、

●契約は初めから無かったことになります

●支払い済みの代金は、全額返金されます。

●商品等を受け取っていた場合は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。

クーリング･オフはがきの記入例

●証拠を残すため、必ず簡易書留郵便などで行ないましょう。

●クレジット利用の場合、クレジット会社にも同様の通知を出しましょう。

契約解除（申し込み撤回）通知

契約(申込)日　　令和　年　月　日
商品･役務名
契約金額　　円
販売会社名
（担当者）

上記の契約を解除します。
すみやかに支払済の　　円を返金し、商品を引き取ってください。
今後､貴社との全ての取引き意思はありませんので、いかなる勧誘も一切お断りします。
申出日　　令和　年　月　日
住　所
氏　名　　印

（うら）

□□□-□□□□

○○○○○○○○○○

○○○○○○会社

代表責任者　様

（おもて）

※詳しいことは大崎町消費生活センターへお問い合わせ下さい。

早めの相談
より良い解決

大崎町消費生活相談窓口
〒899-7305
大崎町仮宿1029番地
（大崎町役場本庁舎2階　企画調整課内）
電話：099-476-1111（内線229）
相談受付時間：月～金（8:30～17:15）